

社会福法人慈恵会 ゆい福祉基金
多様な世代が取り組む 支えあい活動 応援助成金
申請要項

社会福法人慈恵会 ゆい福祉基金（以下「当法人」という。）が行う助成事業に関し、必要な事項を以下のとおり定める。

1. 助成事業の名称

「多様な世代が取り組む 支えあい活動 応援助成金」とする。

2. 助成の目的

社会貢献を目的とした支えあい活動やボランティア活動等に高い意欲を持つグループが、より精力的に活動できるよう応援することを目的とする。

3. 助成の対象となるグループ

以下の（１）（２）どちらの要件も満たすグループへの助成を行う。

（１）以下の３つのグループのいずれかに該当すること。

①シニアグループ

活動の拠点および活動エリアが守山市内にあり、65歳以上の者を中心に構成される5名以上のグループ

②ママ・パパグループ

活動の拠点および活動エリアが守山市内にあり、中学生未満の子育て中である母親および父親を中心に構成される5名以上のグループ

③学生グループ

活動の拠点および活動エリアが滋賀県内にあり、高校生・専門学校生・大学生を中心に構成される5名以上のグループ

（２）年間の活動計画を有しており、2か月に1回あるいは年6回以上の活動を行うことができるグループであること。

なお、これからあらたに立ち上げるグループも対象とする。

※以下のいずれかに該当するグループは助成対象としない。

- ・法人格を有するグループ
- ・政治、宗教又は営利を目的としたグループ
- ・設立趣旨、活動内容等から補助の対象として不適当と認められるグループ

4. 助成の対象となる活動

次のような活動を対象とする。

- (1) これから始めようとする社会貢献を目的とした支えあい活動やボランティア活動
- (2) これまで行っている社会貢献を目的とした支えあい活動やボランティア活動を広げたり、ステップアップさせる活動
- (3) その他 当法人が定める助成の目的に資すると認められる活動

5. 助成額

- (1) 1グループあたり 3万円以内（消費税込み）
※本助成金を申請できるのは、1グループにつき1回限りとする
- (2) あらかじめ当法人で定められている年度予算額の上限を超えない範囲で助成を行う
※年度の始期は毎年4月1日とし、終期は翌年の3月31日までとする

6. 助成対象となる経費

グループの活動や立ち上げに必要な 物品の購入費（消耗品を含む）を対象とする

7. 申請の受付

- (1) 申請の受付は年度内であれば随時行うものとする
- (2) ただし、申請の時点で年度内の交付決定済みのグループ数が年度予算額の上限件数を超えるまたは超える可能性がある場合は、申請の受付を行わない場合がある。

8. 申請

- (1) 助成金の申請を行うグループは、所定の助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、地域福祉推進室に直接持参して提出しなければならない。
- (2) 添付書類
 - ①グループの活動計画書（別記様式第2号）
 - ②購入を希望する物品の購入費（消耗品を含む）の見積書の写しまたは備品の金額が示されている資料
 - ③グループの活動内容がわかる資料や会報等（ある場合のみ／ない場合は提出不要）

9. 審査・決定・選考結果の通知

- (1) 申請があったときは、公益サービス部門にて審査を行う。
- (2) 審査では、申請書類を基に事業の計画性・実行可能性・継続性・有益性・公平性等を評価し、採否および助成額の決定を行う。
- (3) 選考結果は交付決定通知書（別記様式第3号）にて通知する。

10. 事業の実施

物品（消耗品を含む）の購入は、交付決定通知書の発行日から3か月以内に行ったものを助成対象とする。

また、交付決定通知書の発行日より前に購入した備品は助成対象外とする。

11. 助成金の交付 および 実績報告

- (1) 助成金の交付を受けるグループは、所定の助成金交付請求書（購入実績報告書）（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添付し、交付決定通知書の発行日から3か月以内に本会事務局に直接持参して提出しなければならない。
- (2) 添付書類
 - ①物品（消耗品を含む）を購入したことを証明できる領収書、レシート等の原本
 - ②購入した物品（消耗品を含む）の実物写真または使用状況写真
- (3) 助成金の交付は、助成金交付請求書（購入実績報告書）を受理したのちに行う。
- (4) 交付請求書の請求額（助成金の支給額）は、支給決定通知書の交付決定額と実際に購入時に支払った金額のいずれか少ない方の金額とする。
- (5) 交付の方法は、現金で交付するものとする。

12. 広報

- (1) 助成対象となった場合、当法人は活動紹介の目的で助成を行ったグループ名、代表者名、活動内容、助成金額などを公表することがある。
- (2) 助成対象となった場合、助成を受けたグループは 助成金の使い道に関し、関係者への周知に努めなければならない。

14. その他

この要項に定めるほか、助成金交付に関して必要な事項は当法人が別に定める。

付 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

問い合わせ・申請先

社会福法人慈恵会 公益サービス部 地域福祉推進室

担当：横山

住所：滋賀県守山市洲本町1番地

TEL：077-585-4533 FAX：077-585-5675
